

暫定利用について

①西側エリアの暫定利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

②東側エリアの暫定利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

③スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

①西側エリアの暫定利用について 広報内容案

- 1) 暫定利用開始時期 7月下旬（学校の夏休み直前）
- 2) 広報手段：現地でのサインの提示等で紹介
- 3) 情報内容：以下の通り

(仮) 信太山丘陵里山自然公園西側エリアの暫定利用

信太山丘陵里山自然公園協議会では、令和6年の一部開園に向けて、公園づくりの活動を行っています。

現在、活動を広げていくために仮設の園路（ロープ柵、サイン等）をつくりました。ここでは次のような利用を行うことができます。



- 春から秋にかけて小さな花が咲く山野草やバッタ、チョウ、トンボを眺めて楽しむことができます。
- 散策コースとしてリフレッシュや健康づくりに活かします。
- 信太山丘陵里山自然公園協議会などが主催する観察会を行っています。



利用される際は、市のHPに掲載しております活動報告などをご参照の上、本公園協議会の活動の趣旨にご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

※暫定利用にあたって気をつけていただきたいこと

- 草原の野草を踏み荒らさないように注意してください。
- 転落など事故にあわないように日没までには帰りましょう。
- ごみは持ち帰りましょう。
- 球技は禁止です。
- 犬の放し飼い禁止です。もし、糞をした場合は持ち帰りましょう。
- たき火やバーベキューはできません。
- ネコやハトにむやみに餌付けしないでください。



②信太5号線東側エリアの暫定利用について

- 1) 暫定利用（許可制）：当面は和泉市信太山丘陵市有地立入許可に関する要綱に基づく現状の許可制を継続

和泉市信太山丘陵市有地立入許可に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、和泉市信太山丘陵市有地（和泉市小野町甲17他）（以下「市有地」という）の適正な管理を行うため、市有地への立入許可に関し必要な事項を定める。

（立入の禁止）

第2条 市有地への立入は禁止する。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1）和泉市職員
- （2）市有地に隣接する土地の所有者又は使用者で、市有地を進入路として使用することが必要と認められている者
- （3）市又は市が設置した組織体が主催する活動に参加する者
- （4）次条の規定により市長が特に必要と認めた者

（立入許可申請）

第3条 市有地への立入を希望する者は次に掲げる事項を了承の上、立入希望日の10日前までに和泉市信太山丘陵市有地立入許可申請書（様式第1号）により和泉市長あて申請しなければならない。

- （1）市有地への立入に際して生じた事故に関し一切の責任は申請者が持つこと
- （2）市から付される許可条件を遵守すること

（立入許可）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を確認し、和泉市信太山丘陵市有地立入許可書（様式第2号）により、必要な条件を付した上で市有地への立入を許可することができる。

（遵守事項）

第5条 市有地では次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- （1）目的以外の立入並びに立入許可の転貸の禁止
- （2）目的以外の自然生物の採取、移動及び損傷の禁止
- （3）目的以外の土地及び工作物の形質の変形及び損傷の禁止
- （4）ゴミその他汚物等を捨てないこと
- （5）市の許可なく工作物を作らないこと
- （6）その他市有地の管理に支障がある行為をすること。

(立入許可の取り消し)

第6条 立入者が次の各号の一つに該当する場合は、立入許可を取り消し又は停止を命ずることができる。この場合の立入者に生じた損害については、市はその責任を負わない。

- (1) 立入目的に違反したとき。
- (2) 和泉市信太山丘陵市有地立入許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 災害その他事故により立入ができなくなったとき。
- (4) 前条第1項に規定する事項に反する事案が発生したとき。
- (5) その他、市長が必要と認めたとき。

(情報の提供)

第7条 市有地への立入により得られた自然環境にかかる情報については、市長の求めに応じ提供すること。

(立入者の責任)

第8条 立入者は、立入に起因して生じたすべての事故の責任を負うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日（平成25年11月21日）から施行する。
(北部地域公共施設整備事業用地の立入許可要綱の廃止)
- 2 北部地域公共施設整備事業用地の立入許可要綱は、廃止する。

(様式第2号)

和泉市信太山丘陵市有地立入許可書

平成 年 月 日

団体名

氏 名 様

和泉市長 辻 宏 康

平成 年 月 日付けで申請のあった和泉市信太山丘陵市有地の立入について、
下記の条件を付して許可いたします。

記

1. 許可日時 平成 年 月 日 : ~ :
2. 目的以外の立入並びに立入許可の転貸の禁止。
3. 目的以外の自然生物の採取、移動及び損傷の禁止。
4. 目的以外の土地及び工作物の形質の変形及び損傷の禁止。
5. ゴミその他汚物等を捨てないこと。
6. 市の許可なく工作物を作らないこと。
7. その他市有地の管理に支障がある行為の禁止。
8. 立入中の事故又は紛争等は一切責任者の責務とする。
9. 立入期間中において立入取り消し命令があれば即時それに従うこと。
10. その他 (無し 有り)

③ スケジュール (案)

- ・西側エリアの暫定利用については、令和3年7月下旬（学校の夏休み前）の開始を予定、令和6年度一部開園につなげていくこととする。
- ・東側エリアの暫定利用については、当面は現状の申込方法を継続する。なお、令和6年度の段階で西側及び東側の実施状況を評価し、申込制の方向性を検討する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 西側エリア開園	令和7年度
西側エリア	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 暫定利用開始 (7月下旬頃予定) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 暫定利用継続 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 一部開園 西側エリア開園 </div>	
東側エリア	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 当面は和泉市信太山丘陵市有地立入許可に関する要綱 にもとづく許可制を継続 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 暫定利用継続 (実施状況を評価し申込制の方向性を検討) </div>	